令和7年度

鶴ヶ島市の高齢者ガイドブック

市では、高齢者がいつまでも自立した生活が送れるよう、また、要介護等の方の心身状況等がさらに悪化することがないように、介護予防、生活支援及び介護支援のサービスをおこなっています。

鶴ヶ島市役所 健康部 健康長寿課

〒350－2292　鶴ヶ島市大字三ツ木１６－１

電　話 ０４９－２７１－１１１１（代）

高齢者福祉担当　　内線：２０７・２０８

地域包括ケア推進担当　内線：２０５・２０６・２２５

健康増進担当　　内線：２２７・２２８・２２９

ＦＡＸ ０４９－２７１－１１９０

目　　次

◎在宅福祉サービス一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
◎介護予防の場
はつらつ元気体操クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
認知症予防脳トレ教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
こつこつ貯筋体操教室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
ますます元気教室（送迎付）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
介護予防ボランティア「つるフィット 」・・・・・・・・・・・・・6
◎健康づくりの場
ラジオ体操・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
自分の元気度をチェックしよう！・・・・・・・・・・・・・・・・10
◎在宅福祉サービス
緊急時通報システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
移送支援サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
訪問理美容サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
高齢者等ごみ戸別収集サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・12
生活支援ショートステイ（短期入所）　・・・・・・・・・・・13
日常生活用具の貸与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
紙おむつ給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
徘徊高齢者見守りシールの配付・・・・・・・・・・・・・・・・15
家族介護慰労金支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
配食サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
生活支援員派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
成年後見制度利用支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
◎助成事業
補聴器購入助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
◎生きがいづくり
つるバス・つるワゴン特別乗車証の交付・・・・・・・・・・・19
老人福祉センター「逆木荘」・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
老人クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
シルバー人材センター（就労の機会）・・・・・・・・・・・・ 20
◎地域支え合い協議会
助け合い隊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
◎その他サービス
つるがしまふれあいサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・22
福祉機器貸出サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
◎高齢者の見守り
鶴ヶ島市見守りネットワーク・・・・・・・・・・・・・・・・・23
◎地域包括支援センター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
◎交流の場
オレンジカフェにこまる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
シルバーｅスポーツ体験・スマホ教室・・・・・・・・・・・・26
◎その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

＜在宅福祉サービス一覧表＞

事業	対象者				
	認定なし	事業対象者	要支援１・２	要介護	
				１～３	４・５
はつらつ元気体操クラブ　Ｐ２	○				
認知症予防脳トレ教室　Ｐ３	○				
こつこつ貯筋体操教室　Ｐ４～５	要確認	要確認	要確認		
ますます元気教室　Ｐ５	要確認	要確認	要確認	要確認 要介護１まで	
緊急時通報システム　Ｐ１１	○	○	○	○	○
移送支援サービス　Ｐ１１				○	○
訪問理美容サービス　Ｐ１２				○	○
高齢者等ごみ戸別収集サービス　Ｐ１２			○	○	○
生活支援ショートステイ　Ｐ１３	○	○	○	○	○
日常生活用具の貸与　Ｐ１３	○	○	○	○	○
紙おむつ給付　Ｐ１４				○	○
徘徊高齢者見守りシールの配付　Ｐ１５	○	○	○	○	○
家族介護慰労金支給　Ｐ１５					○ 介護者
配食サービス　Ｐ１６		○	○	○	○
生活支援員派遣　Ｐ１６	○				
つるバス・つるワゴン特別乗車証　Ｐ１９	○ ７０歳以上	○	○	○	○

※　事業の内容によっては、地域包括支援センターの職員が訪問し、生活状況や心身状況等を把握させていただく場合があります。

＜介護予防の場＞

はつらつ元気体操クラブ

生活機能の維持・向上を図り、自立した日常生活の継続を支援するため、体操クラブを開催します。

（対象者）医師より運動制限を受けていない６５歳以上の方で、介護保険制度による要介護認定を受けていない方・介護予防･日常生活支援総合事業対象者の決定を受けていない方。
※ただし、鶴ヶ島市の被保険者に限る。

（実施会場と曜日・時間）

会場	実施曜日	時間	開催月
大橋市民センター	第１・３月曜日	１３：３０～１５：００	・上半期 ５月～９月 ・下半期 １０月～３月
南市民センター	第２・４月曜日	１３：３０～１５：００	
東市民センター	第１・３火曜日	１０：００～１１：３０	
北市民センター	第２・４火曜日	１０：００～１１：３０	
市役所	第１・３木曜日	１３：３０～１５：００	
富士見市民センター	第２・４木曜日	１３：３０～１５：００	
西市民センター	第１・３金曜日	１０：００～１１：３０	
老人福祉センター「逆木荘」	第２・４金曜日	１３：３０～１５：００	

（内容）　運動器の機能を維持・向上するための体操
（実施回数）１クール各会場毎月２回程度（日程表に基づき実施）
年２クール（上・下半期）実施
（利用料）　１００円（初回のみ）
（その他）　登録できる会場は１人１会場とします。
（手続先）　健康長寿課（地域包括ケア推進担当）

認知症予防脳トレ教室

認知症についてミニ講話やゲーム、簡単な問題を解きながら楽しく脳トレを行う、認知症予防のための教室です。

（対象者）介護保険制度による要介護認定を受けていない方・介護予防･日常生活支援総合事業対象者の決定を受けていない６５歳以上の方。
※ただし、鶴ヶ島市の被保険者に限る。

（実施会場と開催月・時間）

会場	開催月	時間
北市民センター	6月～7月	１４：３０～１６：００
南市民センター	１０月～１２月	１０：３０～１２：００
富士見市民センター	１月～３月	１０：００～１１：３０

（内容）　認知症に関する講話、ゲームやクイズなどによる脳トレ
（実施回数）１クール全８回（日程表に基づき実施）
（利用料）　１００円（初回のみ）
（手続先）　健康長寿課（地域包括ケア推進担当）

こつこつ貯筋体操教室（送迎なし）

「もう歳だから仕方ない」など、年齢とともに趣味や楽しみをあきらめていませんか？
加齢に伴う筋力の低下などは、適切な運動で強化され、運動機能も維持・改善することがわかっています。こつこつ貯筋体操教室は、充実した日々を送るための運動能力の改善を主に目的としたプログラムを行います。

（内容）

① 軽い筋力アップ運動（座位・立位）
② 体にやさしいストレッチ
③ お口の体操
④ 自宅でもできる運動の提案

（対象者）
次の全てに該当する必要があります。
〇鶴ヶ島市の被保険者で市内に在住する６５歳以上の方
〇基本チェックリスト各項目（生活・運動・栄養・口腔）のいずれかでリスクがあり、面談の中で参加が必要と判断された方
〇要介護認定を受けている場合は、区分が要支援１・２
介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方

会場	南 市民センター	西 市民センター	東 市民センター	富士見 市民センター	大橋 市民センター	北 市民センター
曜日	火曜日	水曜日	水曜日	木曜日	木曜日	金曜日
時間	１３：３０ ～ １５：００	１０：００ ～ １１：３０	１３：３０ ～ １５：００	１０：００ ～ １１：３０	１３：３０ ～ １５：００	１０：００ ～ １１：３０
参加費	１回　２００円					
期間 回数 その他	〇通年開催。開催期間は５月～３月頃、概ね 40 回実施します。 開催期間途中からでも始められます。 〇教室は、市が業務委託する事業者（体操指導員、看護師等）が行います。 〇地域包括支援センター等の相談から、対象となる方へ教室を紹介しています。 〇日程表、持ち物など、詳しくは、参加決定者へ郵送いたします。 ※天候状況等により、内容・日程を変更する場合があります。					

（問合せ先）健康長寿課（地域包括ケア推進担当）、地域包括支援センター

こつこつ貯筋体操教室（送迎付）

会場	老人福祉センター「逆木荘」　おたっしゃ工房
曜日	水曜日
時間	10：00～11：30
参加費	１回３００円（送迎が不要の場合は２００円）
期間 回数 その他	○通年開催。開催期間は５月～3 月頃、概ね 40 回実施します。 開催期間途中からでも始められます。 ○教室は、市が業務委託する事業者（理学療法士等、看護師等）が行います。 ○地域包括支援センター等の相談から、対象となる方へ教室を紹介しています。 ○日程表、持ち物など、詳しくは、参加決定者へ郵送いたします。 ※天候状況等により、内容・日程を変更する場合があります。

（問合せ先）健康長寿課（地域包括ケア推進担当）、地域包括支援センター

ますます元気教室（送迎付）

出かけるのがおっくうになり、ついつい家に閉じこもりがちになっていませんか？
また、遠くまで歩けないので行くところがないという人もいると思います。この事業はそういった方が参加しやすい送迎付きの教室です。
参加者同士で楽しく交流を図りながら、様々なプログラムを行います。

（内容）

① かんたんな脳トレプリント
② 日常的にできる運動（フラダンス、ラジオ体操、リズム体操等）
③ 作品制作　　など

（対象者）
次の全てに該当する必要があります。
○鶴ヶ島市の被保険者で市内に在住する６５歳以上の方
○基本チェックリスト各項目（生活・運動・栄養・口腔・うつ・認知・閉じこもり）のいずれかでリスクがあり、面談の中で参加が必要と判断された方
○要介護認定を受けている場合は、　要支援１・２、要介護１、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方

会場	西市民センター　多目的活動室	
曜日	月曜日	水曜日
時間	10：30～12：30	10：30～12：30
参加費	１回３００円（送迎が不要の場合は２００円）	
期間 回数 その他	○通年開催。開催期間は５月～3 月頃。開催期間途中からでも始められます。 ○教室は、市が業務委託する事業者が行います。 ○地域包括支援センター等の相談から、対象となる方へ教室を紹介しています。 ○日程表、持ち物など、詳しくは参加決定者へ郵送いたします。 ※天候状況等により、内容・日程を変更する場合があります。	

（問合せ先）健康長寿課（地域包括ケア推進担当）、地域包括支援センター

介護予防ボランティア 「つるフィット」

高齢者がいつまでも元気で自立した生活が送れるよう、自治会館や集会所などの身近な地域で、市民のみなさんが中心となって運動機能の低下を予防する体操教室がおこなわれています。市が認定した介護予防ボランティア「つるフィット」が会場まで出向き、運動の指導をおこないます。

つるフィット活動場所一覧（１／２）

No.1　まりもり体操クラブ 活 動 日　第２・４月曜日　10：00～11:30 活動場所　逆木荘おたっしゃ工房	No.2　星和かがやき体操 活 動 日　毎週水曜日　13：30～15：00 活動場所　星和若葉台自治会館
No.3　おしゃべり会ひだまり 活 動 日　第４金曜日　１３：00～１４：30 活動場所　上広谷第一自治会館	No.4　若葉会 活 動 日　第３金曜日　13：00～13：30 活動場所　若葉台団地集会所
No.5　ふれあい体操サロン（鶴二サロン） 活 動 日　第１・３月曜日　10：30～12：00 活動場所　鶴ヶ島第二小学校南校舎	No.6　脚折北部シニアクラブ 活 動 日　毎週火曜日　13：30～15：00 活動場所　脚折北部自治会館
No.7　わかばサロン 活 動 日　毎週水曜日　10：00～11：30 活動場所　若葉台団地集会所	No.8　おひさまの会 活 動 日　毎週水曜日　10：00～12：00 活動場所　かわつるグリーンタウン松ヶ丘集会所
No.9　いきいきクラブ松ヶ丘健康体操 活 動 日　第１・３水曜日　10：00～11：30 活動場所　松ヶ丘自治会集会所	No.10　介護予防の会 活 動 日　毎週月曜日　13：30～14：30 活動場所　上広谷中央公民館
No.11　藤金自治会介護予防体操サロン 活 動 日　第１・３金曜日　13：30～15：00 活動場所　藤金自治会館	No.12　ひまわり会 活 動 日　毎週火曜日　14：00～15：00 活動場所　中台団地集会所
No.13　すみれの会 活 動 日　第２・４火曜日　13：30～14：30 活動場所　農村センター	No.14　鶴ヶ島視覚障がい者の会アイネット 活 動 日　第２・４木曜日　11：15～12：45 活動場所　南市民センター
No.15　ストレッチコスモス 活 動 日　毎週水曜日　10：00～１２：00 活動場所　西市民センター	No.16　オレンジクラブ（北地域支え合い協議会） 活 動 日　第２・４木曜日　10：00～11：00 活動場所　北市民センター
No.17　ますます元気体操クラブ 活 動 日　第１・３火曜日　13：00～14：30 活動場所　逆木荘会議室	No.18　富士見自治会健康体操（水曜日） 活 動 日　毎週水曜日　10：00～11：30 活動場所　富士見自治会館

つるフィット活動場所一覧（２／２）

No.19　富士見自治会健康体操（金曜日） 活 動 日　毎週金曜日　10：00～11：30 活動場所　富士見自治会館	No.20　星和健康体操 活 動 日　毎週水曜日　9：00～12：00 活動場所　星和若葉台自治会集会所
No.21　らくらく健康体操 活 動 日　毎週木曜日　9：30～11：00 活動場所　南市民センター	No.22　海洋センターつるゴン元気体操 活 動 日　毎週金曜日　13：00～15：30 活動場所　海洋センター
No.23　星和筋トレ体操 活 動 日　毎週月曜日　13：30～15：00 活動場所　星和若葉台自治会館	No.24　若葉第二住宅元気体操 活 動 日　毎週火曜日　10：00～11：30 活動場所　若葉第二住宅
No.25　つるゴン元気体操（コンフォール若葉） 活 動 日　毎週金曜日　13：30～15：00 （第２金曜日のみ 10：00～11：30） 活動場所　UR コンフォール若葉集会所	No.26　元気体操さくら２（月曜日） 活 動 日　毎週月曜日　10：30～12：00 活動場所　ウエルシア新町店
No.27　星和つるゴン元気体操 活 動 日　毎週月曜日　9：30～11：00 活動場所　星和若葉台自治会館	No.28　元気体操さくら（金曜日） 活 動 日　毎週金曜日　13：30～15：00 活動場所　ウエルシア新町店
No.29　つるゴン元気体操ウエルシア 活 動 日　毎週火曜日　13：30～15：00 活動場所　ウエルシア新町店	No.30　久保体操クラブ 活 動 日　毎週木曜日　14：00～15：30 活動場所　久保団地自治会館
No.31　あやとり会 活 動 日　第４金曜日　１３：30～１４：30 活動場所　つるがしま中央交流センター（くれよん）	No.32　元気で体操藤の台 活 動 日　毎週水曜日　10：00～11：30 活動場所　藤の台団地集会所
No.33　夕焼け赤トンボ 活 動 日　毎週水曜日　13：00～14：30 活動場所　西市民センター	

（問合せ先）健康長寿課（地域包括ケア推進担当）

＜健康づくりの場＞

ラジオ体操

ラジオ体操は、「いつでも、どこでも、だれでも」できる運動です。市内では、現在 33 か所でラジオ体操が実施されています。

申し込みは不要です。直接、会場にお越しいただき、お気軽にご参加ください。

【実施会場一覧】

① 雷電池児童公園 実施時間　8：00～ 休　み　年末年始 団体名　池の台ラジオ体操会	② 北市民センター 実施時間　8：40～ 休　み　年末年始 団体名　北市民センターラジオ体操会
③ 女性センター「ハーモニー」 実施時間　9：00～ 休　み　日曜・月曜・祝日 団体名　ハーモニーラジオ体操会	④ JA いるま野鶴ヶ島支店駐車場 実施時間　6：30～（4～10 月） 7：00～（11～3 月） 休　み　日曜・祝日 団体名　はつらつラジオ体操会
⑤ 下新田 7 号公園予定地 実施時間　8：30～ 休　み　土曜・日曜・祝日 団体名　水堀クラブ	⑥ 中新田サンサンパーク 実施時間　6：30～（4～9 月） 7：20～（10～3 月） 休　み　日曜・祝日 団体名　中新田ラジオ体操会
⑦ 西市民センター 実施時間　9：00～ 休　み　日曜 団体名　西市民センターラジオ体操会	⑧ 共栄第一会館 実施時間　7：00～ 休　み　日曜 団体名　共栄西ラジオ体操会
⑨ 老人福祉センター「逆木荘」 実施時間　12：40～ 休　み　開館日に準じる 団体名　逆木荘ラジオ体操会	⑩ 運動公園 実施時間　6：30～（4～10 月） 8：05～（11～3 月） ＊園内放送で各自実施
⑪ 星和公園 実施時間　6：30～ 休　み　年末年始 団体名　星和ラジオ体操会	⑫ つるがしま中央交流センター 実施時間　6：30～（4～10 月） 7：00～（11～3 月） 団体名　共栄ラジオ体操会
⑬ 藤金自治会館（金曜のみ実施） 実施時間　8：20～ 休　み　1月・8月 団体名　藤金長寿会グラウンド・ゴルフ部	⑭ 若葉グリーンハイツ集会所 実施時間　6：30～ 休　み　12/29～1/3 団体名　若葉グリーンハイツ

⑮ 藤金ジャンクション広場（火曜のみ実施） 実施時間　9：00～ 休　み　　雨天中止 団体名　　鶴ヶ島市ターゲット・バードゴルフ協会	⑯ 上広谷中央公民館（上広谷中央自治会集会所） 実施時間　6：30～ 団体名　　上広谷中央ラジオ体操会
⑰ 上広谷中央公民館（上広谷中央自治会集会所） 実施時間　9：00～ 休　み　　日曜・祝日・雨天中止 団体名　　上広谷中央ラジオ体操会第二組	⑱ 「とこやヒロ」駐車場 実施時間　7：30～ 休　み　　月曜 団体名　　ＨＥＲＯＥＳラジオ体操会
⑲ 東市民センター 実施時間　6：30～ 団体名　　東市民センターラジオ体操会	⑳ 富士見ハイツ公園 実施時間　6：30～
㉑ 富士見ハイツ公園 実施時間　8：00～ 団体名　　富士見ハイツラジオ体操会	㉒ 若葉ふれあい広場 実施時間　7：00～ 休　み　　日曜・祝日 団体名　　若葉ふれあい広場ラジオ体操会
㉓ 富士見南児童公園 実施時間　8：00～ 休　み　　日曜・祝日 団体名　　富士見南公園ラジオ体操会	㉔ 富士見中央近隣公園 実施時間　7：30～ 休　み　　1/1～1/3 団体名　　富士見中央公園ラジオ体操会
㉕ 若葉台団地 UR 事務所前広場 実施時間　8：15～ 休　み　　日曜・祝日 団体名　　わかば自治会ラジオ体操会	㉖ 若葉台第二住宅内広場 実施時間　7：40～ 休　み　　土曜・日曜 団体名　　若葉台第二住宅自治会ラジオ体操会「ひまわり会」
㉗ 富士見市民センター 実施時間　8：20～ 休　み　　1/1～1/3 団体名　　富士見市民センターラジオ体操会	㉘ 鶴ヶ島第二小学校 実施時間　6：30～ 団体名　　早起きラジオ体操会
㉙ 海洋センター 実施時間　7：00～ 休　み　　1/1～1/3 団体名　　海洋センターラジオ体操会	㉚ どんぐり公園 実施時間　6：30～ 団体名　　爽やかラジオ体操会
㉛ 南市民センター 実施時間　9：00～ 休　み　　日曜・月曜・祝日、年末年始	㉜ ｅコラボつるがしま　（月曜のみ実施） 実施時間　10：30～ 団体名　　あずまやラジオ体操部
㉝ 松ヶ丘ふれあい広場　（水曜のみ実施） 実施時間　7：00～ 団体名　　松ヶ丘ラジオ体操	市のホームページはこちら→ 【問合せ先】 健康長寿課（健康増進担当）

自分の元気度をチェックしよう！

元気な高齢期を過ごすために、自分の体の状態を知り、フレイルを予防するための講座です。

フレイル予防活動をしている市民ボランティアの「フレイルサポーター」と一緒に、自分の体の元気度を半年に１回測定しましょう！

※フレイルとは健康と要介護の間の健康状態のことで、早めに気づき対処することで健康な状態に戻ることができます。

(対 象 者) 市内在住の 65 歳以上の方
(参 加 費) 無料
(参加方法) 電話または、申込フォームで事前申込制
(定　　員) 各回 15 人（申込順）
(実施会場) 市役所、市内各市民センター
(内　　容) ２日間コース
〇1 日目：フレイルチェック測定会(質問紙や測定機器を使用した筋肉量測定)
〇2 日目：管理栄養士や保健師・歯科衛生士によるフレイル予防の話
(詳　　細) 会場および開催日時につきましては、**市広報または市内公共施設にて配布しているチラシ・市のホームページ**をご覧ください。
(問合せ先) 健康長寿課（健康増進担当）

＜鶴ヶ島市ホームページ＞

＜在宅福祉サービス＞

緊急時通報システム

疾病等が原因で緊急時の対応が困難な高齢者の急病や事故等に対応するため、緊急通報装置を設置し、市、地域包括支援センター、消防署、業務委託業者等の関係機関の連携により、速やかに救助・援助活動を行います。

（対象者）次のすべてにあてはまる６５歳以上の方
〇慢性・急性疾患により常時注意を要する
〇ひとり暮らし・高齢者のみ世帯、または家族の就労などにより日中ひとりになる高齢者（同一敷地内に親族が居住している場合を除く）
〇固定電話が設置されている※1、※2
※１電話が未設置の場合、開通工事等に係る経費は自己負担となります。
※２契約されている電話回線の種類によっては、緊急通報装置を設置できないことがあります。
（利用料）緊急通報装置設置費用：無料
通話料：自己負担
（手続先）健康長寿課（高齢者福祉担当）

移送支援サービス

家族による移送又は一般の交通機関による移送が困難な在宅の高齢者等に対し、専用の移送用車両により、外出の支援をします。

（対象者）次のすべてにあてはまる介護認定を受けている４０歳以上の方
〇常時寝たきり状態、または常時車いすを利用している
〇次のいずれかの認定を受けている方
・要介護１～５
（移送の目的）
- 病院又は診療所への通院、入退院
- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設等への入退所等
- 障害者支援施設への入退所
- 冠婚葬祭等への行事への参加
- 月に２回までの社会参加活動への参加（１日の範囲内で用務を終えるものに限ります。）

※必ず自宅を経由する必要があります。
（利用料）移送に要した費用の１割（３０分あたり３８６円）
※１月あたり６時間（３０分単位×１２回）を超える分は全額自己負担となります。
※有料道路、有料駐車場等を利用した場合は、全額利用者負担となります。
※身体障害者の方で、自動車燃料助成又は福祉タクシー利用料金の助成を受けている場合は、１／２の助成となります。福祉タクシー券での支払いはできません。
（手続先）健康長寿課（高齢者福祉担当）

訪問理美容サービス

理容店又は美容店に行くことが困難な在宅の高齢者等に対し、理美容師が自宅を訪問し、理美容サービスを提供します。

（対象者）次のすべてにあてはまる介護認定を受けている方
〇常時寝たきり、またはそれに準ずる状態により理美容店に出かけることが困難（認知機能の低下により不穏になる場合等も含む）
〇次のいずれかの認定を受けている方
・要介護１～５
（利用料）散髪等にかかる費用を自己負担
（利用内容）年４回まで
（手続先）健康長寿課（高齢者福祉担当）

高齢者等ごみ戸別収集サービス

家庭から排出されるごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な場合、戸別に訪問し、ごみを収集します。

（対象者）次のすべてにあてはまる介護認定を受けている方
〇ごみを所定の場所へ持ち出すことが困難
〇福祉サービスの利用、または地域の協力等を得ることが困難
〇ひとり暮らし、または世帯全員が高齢・障害・傷病、年少である
〇次のいずれかの認定を受けている方
・要介護１～５
・要支援１・２
（収集するごみ等）埼玉西部環境保全組合で収集している一般家庭の日常生活から出るごみ
※有料で戸別収集している粗大ごみなどは除きます。
（排出方法）市で指定した日時までに自宅玄関前等に出してください。
（手続先）　健康長寿課（高齢者福祉担当）

生活支援ショートステイ（短期入所）

在宅での生活が困難な高齢者等で、下記の要件に該当される方は、一時的に介護老人福祉施設や介護老人保健施設に短期間入所できます。

●介護保険の認定を受けていない方

（入所要件）家族の疾病・出産・事故・冠婚葬祭への出席等の特別な理由がある場合で、要介護・要支援の状態になることを予防するため、基本的な生活習慣の維持を図る必要がある時

（利用期間）７日間　　※必要最小限の範囲で期間を延長できます。

（利用料）　１日あたり　要支援１に相当する費用の１割
※食費、居住費、日常生活費は、別途自己負担となります。

（利用施設）◎ 特別養護老人ホーム　清光苑
鶴ヶ島市大字三ツ木８５５－１　　０４９－２８５－５５５５
◎ 特別養護老人ホーム　みどりの風　鶴ヶ島
鶴ヶ島市大字上広谷５４３―１　　０４９－２９９－６０５６
◎ 介護老人保健施設　鶴ヶ島ケアホーム
鶴ヶ島市大字脚折１８７７　　０４９－２７１－５１２１
◎　特別養護老人ホーム　鶴ヶ島ほほえみの郷
鶴ヶ島市大字高倉１０５９－１　　０４９－２７９－２００１

（手続先）　健康長寿課（高齢者福祉担当）

●介護保険の認定を受けている方

（入所要件）介護者の入院・出産・事故・冠婚葬祭への出席等の特別な理由がある場合で、要介護者・要支援者が介護保険制度の法定給付以外に緊急一時的に入所が必要とされる特別な時

（利用期間）７日間　　※必要最小限の範囲で期間を延長できます。

（利用料）　１日あたり　要支援・要介護度別による費用の１割
※食費、居住費、日常生活費は、別途自己負担となります。

（利用施設）上記に同じ

（手続先）　健康長寿課（高齢者福祉担当）

日常生活用具の貸与

市が保有している電話加入権の貸与を行います。事前申請が必要です。

（貸与種目）　電話加入権

（対象者）　概ね６５歳以上の生活保護法による被保護世帯又は市民税非課税世帯に属するひとり暮らし高齢者

（助成内容）　電話加入権を無償貸与

（利用料）　工事代、電話基本料、使用料等は自己負担。

（手続先）　健康長寿課（高齢者福祉担当）

紙おむつ給付

常時おむつを使用している在宅の高齢者等に対し、紙おむつを購入する費用の一部を給付します。

※市が指定する商品の中からお選びいただき、毎月自宅まで紙おむつを配達します。

（対象者）次のすべてにあてはまる方

〇本市の介護保険の被保険者で介護保険の給付の制限がない方

〇市内に住所を有し、市内の次のいずれかに住んでいる方

① 在宅（入院中、介護老人保健施設等入所中は除く）

② 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム

③ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅

〇次のいずれかの認定を受けている方

・要介護１～５

〇認定調査の判定基準が次のいずれかに当てはまる方

① 認知症日常生活自立度 ： Ⅲa 以上

② 障害日常生活自立度 ： C1 以上

〇ケアマネジャー等の意見により、常時失禁状態と認められた方

（自己負担割合と給付限度額）

給付対象額は５，０００円とし、給付対象額を超えた額と自己負担額については自費となりますので、毎月業者に支払いをお願いします。

介護保険負担割合が１割の方 ： 自己負担１割 給付限度額４，５００円／月

介護保険負担割合が２割の方 ： 自己負担２割 給付限度額４，０００円／月

介護保険負担割合が３割の方 ： 自己負担３割 給付限度額３，５００円／月

（手続先）健康長寿課（高齢者福祉担当）

徘徊高齢者見守りシールの配付

認知症等により徘徊行動のある高齢者の方に、ＱＲコードが印刷された見守りシールを配付します。

このシールを衣類や持ち物に貼っておくことにより、行方不明になった際、発見者がスマートフォンでＱＲコードを読み取り、表示された伝言板サイトから発見場所などを入力すると、保護者（介護者）あてにメールが自動送信されます。

発見者と保護者は伝言板サイトを介して２４時間３６５日、直接やりとりができるため、保護者は素早く迎えに行くことができます。発見者と保護者は、ご自分の住所や電話番号などの個人情報を知らせる必要はありません。

（対象者）

市内に住所を有する在宅生活者で、次のいずれかに該当する方。

〇６５歳以上で認知症等による徘徊行動がある方

〇６５歳以上で認知症等による徘徊行動のおそれがある方

〇その他、見守りシールが必要と認められる方

〇シール見本（2.5×5.0cm）

（配付枚数）

〇アイロンで衣類などに貼るシールを４０枚

〇蓄光シールを１０枚

（手続先）健康長寿課（高齢者福祉担当）

家族介護慰労金支給

在宅において、高齢者等を介護している家族に対し、家族介護慰労金を支給します。

（対象者）介護保険制度による要介護認定で「要介護４」又は「要介護５」と認定された方を介護保険サービスの利用をせず、在宅において（入院をした場合は対象外）１年間介護している家族

※ただし、１週間程度の短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用は除きます。

（支給額）１人につき１年あたり１０万円

（手続先）健康長寿課（高齢者福祉担当）

配食サービス

身体的、精神的な事情により、自ら食事の支度を行うことが困難であり、栄養改善が必要と認められる方に、安否確認を含めた配食サービスを行います。

（対象者）次のすべてにあてはまる６５歳以上の方
〇市民税非課税世帯、または生活保護世帯
（利用中に課税世帯になった場合には、補助停止になります）
〇身体的・精神的事情により自ら食事の支度を行うことが困難で、栄養改善が必要
〇ひとり暮らし、または高齢者のみ世帯
〇次のいずれかの認定を受けている方
・要介護１～５
・要支援１・２
・事業対象者
（利用回数）週７日　昼食・夕食
（配食サービス業者の選択）　市指定の配食サービス業者から１社選択
（料金）　選択した業者により異なります。
（助成金）　昼食又は夕食のいずれか１食に２１０円を助成
（手続先）　健康長寿課（高齢者福祉担当）

生活支援員訪問

高齢者の生活機能低下の防止や健康の保持増進、心身の安定を図るため生活支援員が訪問し、必要な相談や助言をおこない、自立生活の継続を支援します。

※地域包括支援センター職員等が生活状況、身体や疾病に関する状況についてお聞きするため、訪問します

（対象者）６５歳以上の高齢者で、心身の機能低下等により生活援助が必要な方
（援助内容）
- 対象者の目標とする生活への援助
- 対象者の心身状態等の把握や見守り
- 生活習慣等の相談、助言　など

（手続先）健康長寿課（高齢者福祉担当）

成年後見制度利用支援

成年後見制度とは、認知症や知的障害等により判断能力が衰えた方に対し、選任された後見人等が本人に代わって財産管理をしたり、生活の支援を行う制度です。本人又は親族等が家庭裁判所へ申立てをし、審判を受け、後見人等が選任され支援が始まります。

本人が申立てする判断能力がない場合や、身寄りがない場合、親族から関与を拒否されている場合などは、市長が申立てを行うことができますので、ご相談ください。

（対象者）判断能力が不十分な高齢者、知的障害者又は精神障害者で、「親族がいない」「親族の協力が得られない」などの理由により、成年後見制度を申立てる人がいない方

（支援内容）

- 市長が家庭裁判所に対し、後見開始審判の申立てを行う
- 市長申立ての費用を市が負担する（ただし、所得状況により費用の一部又は全部を負担していただく場合があります。）

（手続先）健康長寿課（高齢者福祉担当）、障害者福祉課（障害者支援担当）
地域包括支援センター、社会福祉協議会

成年後見人等の報酬助成

成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人への報酬を負担することが困難な方に対し、その費用の全部または一部を助成します。

令和６年９月から、本人または、親族の申立てについても報酬助成の対象となりました。申請前に、市へご相談ください。

（対象者）下記１・２の両方に該当する方

１　次のいずれかに該当する方

- 鶴ヶ島市に住民票がある方、または市外の施設への入所などに伴い転出した方で鶴ヶ島市が保険者等になっている方
- 鶴ヶ島市が生活保護実施機関である方
- 鶴ヶ島市が老人福祉法第 11 条の規定による措置の実施機関である方

２　次の全てに該当する方

- 市町村民税が非課税世帯である方
- 他市町村長の成年後見開始等の審判の請求による成年後見人等または成年後見監督人等が選任されていない方
- 成年後見人等または成年後見監督人等が親族（配偶者、直系血族及び兄弟姉妹をいう。）でない方

（助成額）

報酬付与審判の対象期間に対し月額２万 8000 円を上限とします。

※対象者の世帯全員の預貯金等の額が 100 万円以上の場合は、助成金の額に 100 万円を加えた額から対象者の世帯全員の預貯金等の額を差し引いた額を助成金の額とします。

（申請期間）

報酬付与審判により家庭裁判所が報酬額を決定した日の翌日から起算して６か月以内

（その他）

報酬対象期間が、令和６年８月以前の報酬の助成については、従前の制度（市長申立てのみ対象）により助成します。申請前に市へご相談ください。

（手続先）健康長寿課（高齢者福祉担当）

＜助成事業＞

高齢者補聴器購入助成事業

聴力の低下により日常生活に支障を来たしている高齢者を対象に、補聴器購入費の一部を助成します。

（対象者）以下のすべてに該当する方
- 市内に住所を有する６５歳以上の方
- 両耳の聴力レベルが４０ｄＢ以上７０ｄＢ未満（中等度難聴）の方、または医師が特に補聴器の必要性を認めた方　※いずれも医師意見書が必要
- 聴覚障害による補聴器（補装具費）の交付を受けられない方（身体障害者手帳の交付対象とならない方）
- 市税の滞納がない方

（助成内容）

〇助成限度額（上限額）
- 市民税非課税世帯の方：５０，０００円　・市民税課税世帯の方：２０，０００円

〇助成の対象となる費用
- 医療機器認定を取得している補聴器の購入に関する費用（集音器は対象外）
- 助成の対象外の費用：診察・聴力検査料、文書作成料、修理費用、送料等

（その他）
- 助成は１回限りです。
- 助成金交付決定前に購入された補聴器の費用については対象外です。必ず事前にご相談ください。
- 両耳２台の購入についても、１回の扱いです。

（手続先）健康長寿課（高齢者福祉担当・地域包括ケア推進担当）

＜生きがいづくり＞

つるバス・つるワゴン特別乗車証の交付

つるバス・つるワゴンを割引で利用することができる特別乗車証を即日交付します。

（対象者）　　７０歳以上の高齢者
（乗車料）　　無料
（交付手続き）住所、氏名、生年月日が確認できる免許証等を持参
（手続先）　　①健康長寿課（高齢者福祉担当）　②若葉駅前出張所
　　③市民センター

老人福祉センター「逆木荘」

老人福祉センター「逆木荘」は、高齢者の方々が、楽しく語らい、仲間づくりを行って、健康で明るい生活を営んでいただくことを目的とした施設です。

主な設備として、集会室、図書室、囲碁・将棋室、機能回復訓練室、浴室、グラウンドゴルフ場、おたっしゃ工房等があります。

（利用時間）　午前９時～午後４時
　　※ 入浴時間は午前１０時～午後３時
　　※ カラオケは午前１０時～午後０時までと午後１時から午後３時３０分まで
（休館日）　　毎月第１及び第３土曜日、国民の祝日、年末年始
　　その他清掃等による臨時休館があります。
（利用料金）
☆無　　料・・・市内、川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町、鳩山町及び越生町に居住する６０歳以上の人及び身体障害者手帳をお持ちの人
☆２００円・・・市内、川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町、鳩山町及び越生町に居住する６０歳未満の人
☆４００円・・・市外（川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町、鳩山町及び越生町を除く）に居住する人
（主な活動）
☆サークル活動・・・社交ダンス、陶芸、パソコンクラブ、童謡の会、水彩画
　　動画同好会、健康麻雀、囲碁、将棋、グラウンドゴルフ
　　健康体操、書道教室

☆その他・・・初心者グラウンドゴルフ教室・ますます元気健康クラブ
　　カラオケ教室・フレイル予防教室・シルバーe スポーツ
　　スマホよろず相談

（問合せ先）
鶴ヶ島市老人福祉センター「逆木荘」
鶴ヶ島市大字三ツ木９３５－１　　電話　０４９（２８６）３３０１

老人クラブ連合会

おおむね６０歳以上の人を対象とし、市内の老人クラブが加入しています。年に数回開催されるグラウンドゴルフ大会や、チャリティー演芸大会、バス旅行など、クラブ同士だけではなく、他のクラブとも交流する機会がたくさんあります。

活動を通し、教養の向上・健康の増進・社会奉仕活動・地域社会との交流・レクリエーション等の自主的な活動を行っています。

※老人クラブ連合会所属２４クラブ&２部（女性部・グラウンドゴルフ部）
計７８０名（令和６年５月３１日現在）

（問合せ先）
鶴ヶ島市老人福祉センター「逆木荘」
鶴ヶ島市大字三ツ木９３５－１　　電話　０４９（２８６）３３０１

シルバー人材センター

鶴ヶ島市シルバー人材センターは、定年退職者等に臨時的かつ、短期的な就業の機会を確保及び提供することにより、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることを目的とした組織です。

（問合せ先）
シルバー人材センター
鶴ヶ島市大字脚折１５６２－１　　電話　０４９（２８５）８１７２

＜地域支え合い協議会＞

助け合い隊

地域支え合い協議会では、地域のニーズを踏まえ、地域住民が連携・協力して共に支え合う地域づくりを目的とした事業の一つとして、地域の有償ボランティアによる「助け合い隊」の事業を行っています。

助け合い隊は、利用会員注1の日常のちょっとした困りごと（ゴミ捨てや買い物の付き添い、電球交換など）の依頼を、コーディネーター注2がお聞きした上で、協力会員注3を手配し、お手伝いをするという仕組みです。

助け合い隊を利用する際には、まずお近くの地域支え合い協議会へ入会し、**利用会員**になることが必要です。
利用会員は、１枚あたり２００円の「ありがとう券」を地域支え合い協議会から購入し、２０分につき１枚をお手伝いの謝礼として協力会員へ支払います。

注１　利　用　会　員…お手伝いを依頼したい方のこと
注２　コーディネーター…依頼を受け、協力会員との調整等をしてくれる方のこと
注３　協　力　会　員…お手伝いをしてくれるボランティア・スタッフのこと

○助け合い隊の連絡先

鶴二助け合い隊 【拠点】鶴ヶ島第二小学校南校舎１階 【電話受付】 ０４９（２９８）７９７４ 月～金曜日　１０時～１５時	**わかば助け合い隊** 【拠点】富士見市民センター内 【電話受付】 ０４９（２９８）６６８３ 月～金曜日　１０時～１５時
サザン助け合い隊 【拠点】大橋市民センター内 【電話受付】 ０４９（２９９）８０８４ 月・水・金曜日　１０時～１３時	**杉下助け合い隊** 【拠点】東市民センター内 【電話受付】 ０４９（２９８）６９１４ 月～金曜日　９時～１２時
西部助け合い隊 【拠点】西市民センター内 【電話受付】 ０４９（２１４）４００５ 水・金曜日　１０時～１２時	**中央助け合い隊** 【拠点】つるがしま中央交流センター内 【電話受付】 ０４９（２２７）６０７９ 月・水・金曜日　９時～１２時
北地域助け合い隊 【拠点】北市民センター内 【電話受付】 ０４９（２９９）４５８６ 月・水・金曜日　１０時～１２時	**すねおり助け合い隊** 【拠点】市役所現業棟２階 【電話受付】 ０４９（２９８）５６８９ 月・水・金曜日　１０時～１２時

※　祝日を除きます。
※　状況により、受付日や受付時間を変更することがあります。

＜その他サービス＞

つるがしまふれあいサービス

みんなで互いに助け合うという目的で行われている住民主体の生活支援活動です。日常生活の援助を必要とする方で、掃除、衣類等の洗濯、食事作り、買い物、話し相手、外出の付添い（病院など）を利用したい方（身体介護や車での送迎は行いません）は、お問い合わせください。

（利用料金）

１時間あたり８００円

（問合せ先）

社会福祉協議会（ふれあいサービス）
鶴ヶ島市大字三ツ木１６番地１（市役所庁舎６階）
電話　０４９（２８６）５７３９

福祉機器貸出サービス

車いすをお貸しするサービスを行っています。詳しくは、お問い合わせください。

（対象者）鶴ヶ島市に住所を有する個人、もしくは市内の団体（法人格の有無は問わない）で、「ケガや一時退院などにより、福祉機器を短期に必要とする個人」または「公的機関や自治会、地域の福祉に関する活動を行う団体」のどちらかに該当する方

（貸与期間）車いす：６か月（最長１年）※延長の場合は要相談

（使用料金）

車いすの種類	１回の貸出（１ヵ月以内）	１ヵ月を超える貸出
自走型、介助型車いす	２００円	２００円／月
左側片麻痺リクライニング等（大人・小人）	３００円	３００円／月

（問合せ先）

社会福祉協議会
鶴ヶ島市大字三ツ木１６番地１（市役所庁舎６階）
電話　０４９（２７１）６０１１

＜高齢者の見守り＞

鶴ヶ島市見守りネットワーク

市、市民、事業者等が相互に連携して高齢者等の支援を必要とする人の見守りを行うとともに、異変を認めた場合は適切な支援に繋げます。

支援を必要とする高齢者等が、孤立することなく、安心して生活を送ることができる地域づくりを目指します。

鶴ヶ島市見守りネットワークイメージ図

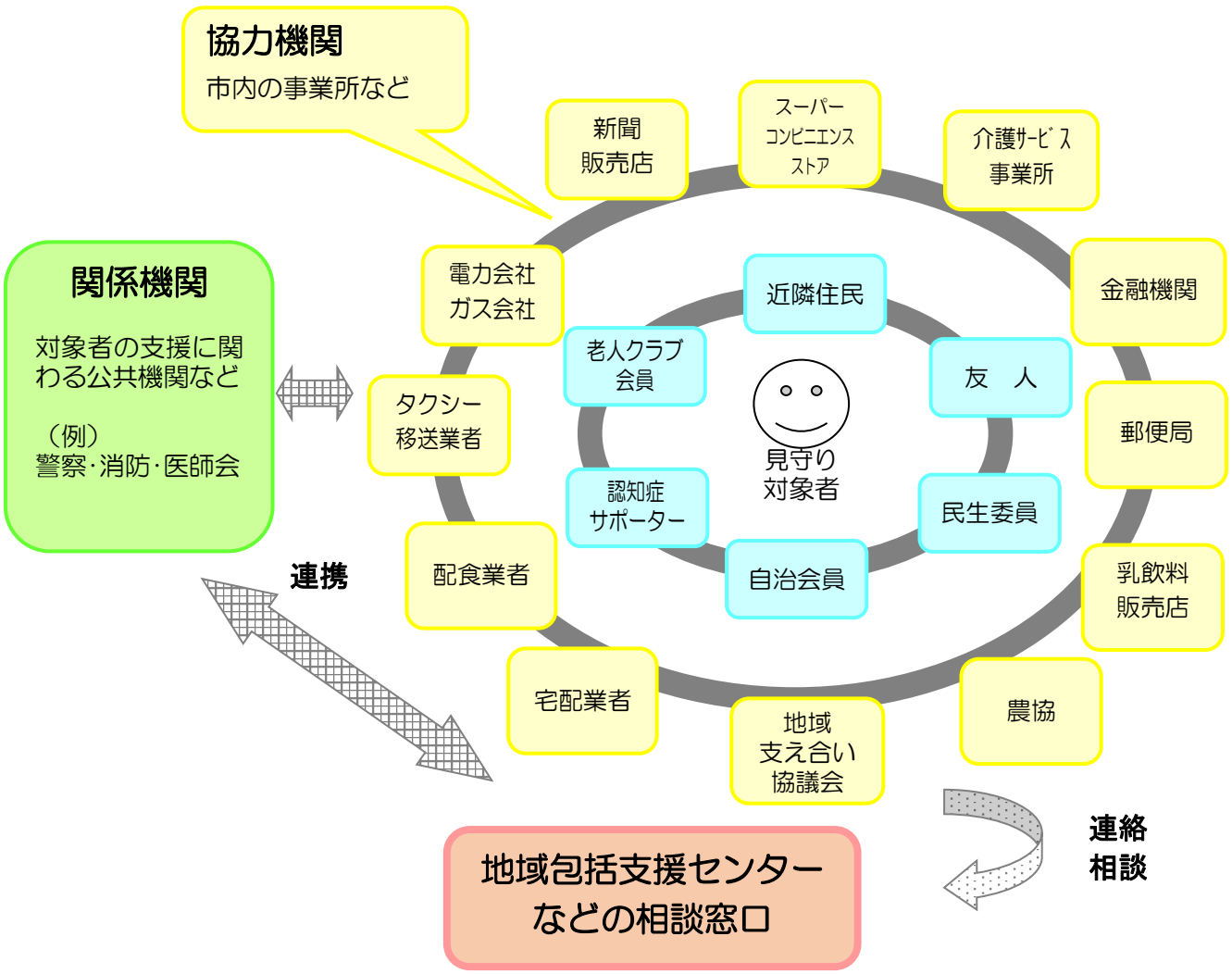

（問合せ先）
健康長寿課（地域包括ケア推進担当）

＜地域包括支援センター＞

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるように、必要な支援を行う総合相談機関です。

保健師（看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となって、介護に関することのほか、健康、福祉、医療などに関するさまざまな相談に対応しています。

お住まいの地区を担当する地域包括支援センターをご利用ください。

（主な相談内容）

・介護保険サービス、介護予防サービス、高齢者福祉サービスの利用に関すること
・認知症に関すること
・高齢者虐待に関すること
・成年後見制度の利用等、権利擁護に関すること

（地域包括支援センターと連絡先）※日曜、祝日、年末年始は休み

担当地域包括支援センター	日常生活圏域	担当地区
地域包括支援センター かんえつ 鶴ヶ島市脚折145-1　関越病院南館１階 Tel　285-7877　Fax　285-7866 開所日時　月～土　８時40分～17時25分	西部地区	脚折の一部(脚折才道木・脚折第一・脚折蔵の前・脚折第二・脚折山田自治会区域)、脚折町一・二・三・四・六丁目、下新田、羽折町、中新田、新町、上新田、町屋
地域包括支援センター　いちばんぼし 鶴ヶ島市藤金871-3 つるがしま中央交流センター内 Tel　279-0777　Fax　279-0778 開所日時　月～土　８時30分～17時15分	北部地区	脚折の一部(池の台・共栄西・県営鶴ヶ島すねおり団地・星和若葉台・共栄中央第一・共栄ニュータウン自治会区域)、脚折町五丁目、共栄町、藤金、若葉一丁目、上広谷及び若葉二丁目の一部(上広谷第二・上広谷第三・共栄東・若葉西自治会区域)、鶴ヶ丘
地域包括支援センター ぺんぎん 鶴ヶ島市上広谷5-1 プラザイン上広谷1階 Tel　271-5123　Fax　271-5125 開所日時　月～土　８時40分～17時25分	東部地区	上広谷及び若葉二丁目の一部(上広谷第一東南・上広谷第一西・上広谷第一北・旭・上広谷中央自治会区域)、五味ヶ谷、富士見
地域包括支援センター いきいき 鶴ヶ島市三ツ木16-1　鶴ヶ島市役所1階 Tel　227-6171　Fax　227-6172 開所日時　月～土　８時30分～17時15分	南部地区	高倉、三ツ木、三ツ木新町、柳戸町、三ツ木新田、太田ヶ谷、松ヶ丘、南町

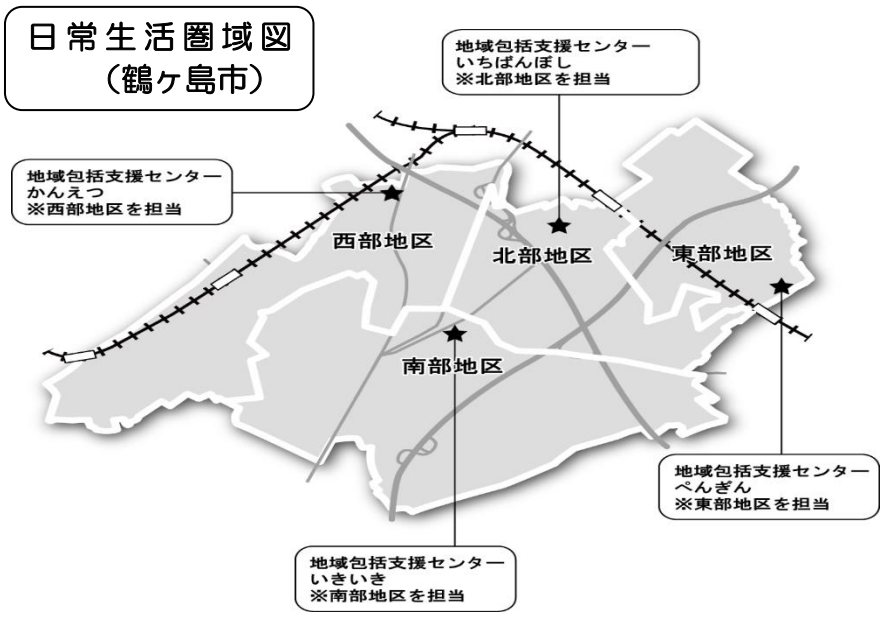

＜交流の場＞

オレンジカフェ　にこまる

　オレンジカフェは、認知症の方やその家族、地域住民、専門職などが集い、交流や情報交換ができる場です。

名称	実施場所	実施日時	参加費	連絡先
オレンジカフェにこまる やさしい時間	ベリー畑カフェ 太田ヶ谷５４２番地５	毎月第４水曜日 午後２時３０分から４時 祝日など変更あり。お問い合わせください。	希望によりベリー畑カフェのメニューを実費負担	ベリー畑カフェ 連絡先 ２９９－７５５０
オレンジカフェにこまる かんえつ	関越病院南館１階 脚折１４５番地１	毎月第３木曜日 午後１時３０分から３時	無料	地域包括支援センター―かんえつ 連絡先 ２８５－７８７７
オレンジカフェにこまる 若葉台	若葉台第二住宅集会所 富士見三丁目１６番	年４回程度 月曜日 ９時３０分から １１時３０分 実施日はお問い合わせください。	無料	地域包括支援センターぺんぎん 連絡先 ２７１－５１２３
オレンジカフェにこまる ぺんぎん	鶴ヶ島耳鼻咽喉科 デイケアルーム 上広谷８番地１５	土曜日不定期開催 午後１時３０分から３時 実施日はお問い合わせください。	無料	地域包括支援センターぺんぎん 連絡先 ２７１－５１２３
オレンジカフェにこまる 暖家	グループホーム暖家 鶴ヶ島 新町一丁目１９番８	毎月第２土曜日 午後１時３０分から３時３０分 変更する場合あり。お問い合わせください。	無料	グループホーム 暖家鶴ヶ島 連絡先 ２７２－３２６０
オレンジカフェにこまる くれよん	つるがしま中央交流センターくれよん 藤金８７１番地３	毎月第２火曜日 午後１時３０分から３時	１００円	デイサービスベルグルー 連絡先 ２８７－８８９６
オレンジカフェにこまる サンシャイン	鶴ヶ島市大橋市民センター 太田ヶ谷８８３番地	毎週第４土曜日 午前１０時から １２時	無料	地域包括支援センターいきいき 連絡先 ２２７－６１７１
オレンジカフェにこまる めーぷる	シニアライフ相談サロンめーぷる 藤金９０１番地５４	毎月第４火曜日 午前１０時３０分から１２時 変更する場合あり。お問い合わせください。	無料	シニアライフ相談サロンめーぷるわかば鶴ヶ島店 連絡先 ２０２―２７６６

※各カフェにより実施状況が異なります。詳しくは各カフェか、健康長寿課までお問合せください。

シルバーeスポーツ体験・スマホ教室

シルバーｅスポーツ体験とスマホよろず相談を、各市民センターと市役所、老人福祉センターで開催しています。シルバーｅスポーツは認知症予防に効果があります。

スマホよろず相談は、スマホの基本的な操作や、LINE やメールの使い方など、スマホを利用するうえでの「ちょっとした困りごと」の解決を支援します。

（対象者）　市内在住の６０歳以上の方
（料金）　無料

場所	日にち	時間
市役所	毎週月曜日	１０時～１２時 １３時～１５時
東市民センター	第１・３・５火曜日	
北市民センター	第２・４火曜日	
老人福祉センター「逆木荘」	毎週水曜日	
南市民センター	第１・３・５木曜日	
富士見市民センター	第２・４木曜日	
西市民センター	第１・３・５金曜日	
大橋市民センター	第２・４金曜日	

※祝日、年末年始及び市民センター休館日・清掃日を除く

（問合せ先）健康長寿課（高齢者福祉担当）

＜その他＞

○サービス内容と利用手続

種　類	対象となる方	利用手続
有料老人ホーム	おおむね６０歳以上の方。	希望者とホームとの直接契約となります。
サービス付き高齢者向け住宅	おおむね６０歳以上の方。	希望者とホームとの直接契約となります。
特別養護老人ホーム	介護保険で『要介護３～５』の認定を受けている方。	介護保険の認定を受けたうえで、希望者とホームとの直接契約となります。
老人保健施設	介護保険で『要介護１～５』の認定を受けている方。	介護保険の認定を受けたうえで、希望者とホームとの直接契約となります。

※施設によって利用手続や費用が変わります。

坂戸鶴ヶ島医師会在宅医療電話相談室

地域の方が住み慣れた地域で安心して在宅医療が受けられるよう、ご本人やそのご家族等からの在宅医療・療養に関する相談窓口を、坂戸鶴ヶ島医師会にて開設しています。

（電話番号）０４９－２８８－１２８８

（相談日時）月曜日～金曜日　９時～１７時

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休み

通院・入院時あんしんセット

通院や急な入院に備えて、必要な物を一緒のケース等に入れて「通院・入院時あんしんセット」として準備しておくと安心です。

「私の意思表示帳」※を入れたクリアケースを、健康長寿課窓口にて配布しています。お薬手帳や診察券等必要な物をクリアケースに入れ、お使いください。

※「私の意思表示帳」とは、将来意思表示をする能力が失われた場合に備えて、医療やケアに関する意思を記載しておくノートです。

専門職による同行訪問

リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士等）または管理栄養士が、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等と一緒に高齢者等の自宅を訪問し、自立支援・重度化防止の観点から、運動、日常生活動作、食事、栄養などについてアドバイスをします。

（対象者）

・市内在住の６５歳以上の高齢者（認定状況の有無は問いません）

・市内在住の６５歳未満の要支援認定者又は要介護認定者

※鶴ヶ島市内の介護保険住所地特例対象施設に入所している他市町村の介護保険被保険者は対象となりません。

（費用）無料

（利用回数）原則、同一年度内１回

（利用方法）

担当のケアマネジャーもしくは地域包括支援センターを通じてお問合せください。

（問合せ・手続先）

健康長寿課（地域包括ケア推進担当）

鶴ヶ島市の高齢者ガイドブック
令和7年度版

令和７年４月
編集・発行　健康長寿課